

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」という経営理念の下、会社の持続的成長と更なる企業価値の向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることを基本方針としています。
すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築することで、企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】(株主総会における権利行使)

当社は、株主の皆様が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努め、法定期日より3日以上前に発送しております。また、株主総会招集通知は発送前に電子的に公表してまいります。

【補充原則1-2-4】(株主総会における権利行使)

当社の株主構成における海外投資家比率は低く、現時点においては議決権の電子行使の採用や株主総会招集通知の英訳を行っていません。今後、海外投資家比率が上昇した場合は、その状況にあわせて検討してまいります。

【補充原則3-1-2】(情報開示の充実)

当社は、英語版のホームページは開設しておりますが、海外投資家比率が低いことから、株主総会招集通知や株主通信などの英語版は作成していません。今後、海外投資家比率が上昇した場合には、英語版での情報開示を検討してまいります。

【補充原則4-2-1】(取締役会の役割・責務(2))

取締役及び業務執行役員の報酬は、役位と職務内容に基づく定額報酬と管掌する部門の業績や運営状況、中期経営計画の達成状況、会社全体の業績や財務内容に基づく業績連動報酬を支給しております。自社株報酬制度は導入しておりませんが、役員持株会を通して自社株を取得しております。長期的な業績や株主価値との連動を踏まえ、定額報酬と業績連動報酬の割合等については、今後検討を進めてまいります。

【原則4-8.】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために役割・責務を果たすことができる資質を備え、独立性基準の要件を満たす社外取締役を1名選任しており、経営の監督機能が強化され透明性が確保されていると判断しております。
今後は、高い見識と豊富な経験を有し、独立性基準の要件を満たす社外取締役をさらに1名選任し、独立社外取締役を2名選任すべきであると判断しております。

【補充原則4-8-1】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、現時点においては独立社外取締役1名、独立社外監査役2名であり、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、独立社外者と代表取締役との意見交換会を定期開催し、情報交換・認識共有を図っております。

【補充原則4-8-2】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、現時点においては独立社外取締役は1名であり、今後2名になった場合においても、筆頭独立社外取締役を決定する予定にはありませんが、経営陣との連絡・調整や監査役会との連携は随時総務部が行っております。

【補充原則4-11-1】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役会は、独立社外取締役1名を含む取締役9名、独立社外監査役2名を含む監査役4名で構成しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性に配慮しております。

なお、上記の趣旨に基づき、独立社外取締役を更に1名加え2名体制にすべきであると考えております。取締役は、持続的成長と企業価値向上に資する人物であること、監査役は経営の健全性確保と社会的信用の維持向上に資する人物であることを前提とし、その人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案し、その役割に相応しい人物かどうかを評価委員会で審議し取締役会にて決定します。

また、独立社外取締役及び独立社外監査役は、当社で定める独立性基準に基づき、弁護士、公認会計士等の多様な専門性を有する人材を選任します。

【補充原則4-11-3】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役会は、業務執行取締役による四半期毎の執行状況報告や独立社外取締役を含む評価委員会における各取締役の評価結果を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行います。その結果の概要の開示については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4.】(いわゆる政策保有株式)

当社は、持続的成長と事業拡大のため、関係維持・強化が必要であると判断する取引先の株式を保有しています。保有する際には、保有の目的を明確にし経済合理性を検証しております。また、保有する株式については、中長期的な企業価値向上の観点から継続保有の合理性・必要性を検証しております。保有株式の議決権行使については、投資先企業の企業価値向上の観点から議案の合理性を総合的に判断して行使しています。

【原則1－7.】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引については、会社や株主共同の利益を害することのないよう取締役会の承認を要することとしております。当社における関連当事者間の取引については、毎年定期的に調査を実施しております。

【原則3－1.】(情報開示の充実)

(i)当社は、経営理念や中期経営計画(基本方針・事業戦略等)を当社ホームページ(<http://www.narasaki.co.jp/company/plan.html>)で開示しています。

(ii)当社のコーポレートガバナンスの基本方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書や有価証券報告書に開示しています。

(iii)当社取締役及び監査役の報酬等の決定方針・決定方法については、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に開示しています。

また、取締役の報酬を決定する評価は、定められた評価基準に基づき、独立社外取締役を含む評価委員会で審議し、取締役会にて決定します。

(iv)当社の取締役候補者は持続的成長と企業価値向上に資する人物、監査役候補者は経営の健全性確保と社会的信用の維持向上に資する人物であることを前提とし、その人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案し、その役割に相応しい人物かどうかを、独立社外取締役を含む評価委員会で審議し、取締役会にて決定します。

(v)当社の社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由、その他取締役及び監査役の略歴・地位・担当等については、株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しています。

【補充原則4－1－1】(取締役会の役割・責務(1))

当社は、経営の意思決定及び業務執行の監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設置しています。取締役会は、法令及び定款に定められた事項及び重要事項を決定しています。

経営会議は、代表取締役社長兼社長執行役員が議長となり、役付執行役員を中心に構成され、取締役会において決定された方針に基づく具体的施策や業務執行上の案件を決定しています。執行役員は、各事業分野の責任者として、業務遂行の実施責任を負っています。

【原則4－9.】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外役員の独立性基準を定めており、専門的な知識と豊富な経験を有し人格に優れ、経営の監督機能を担うに相応しい候補者を選定しております。

【補充原則4－11－2】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の社外取締役及び社外監査役他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書で開示しております。社外取締役1名及び社外監査役1名は、他の上場会社の社外役員を兼任していますが、取締役会や監査役会に出席し、独立した客観的な立場から意見を述べており、その役割・責務を適切に果たしております。また、業務執行取締役及び常勤監査役は当社グループ以外の上場会社の役員を兼任しておらず、その役割に専念できる体制となっております。

【補充原則4－14－2】(取締役・監査役のトレーニング)

当社は、取締役・監査役・執行役員・経営幹部を対象とした研修会を年1回、取締役・監査役・執行役員を対象とした研修会を年1回、それぞれ実施するプログラムを設けております。新任取締役・新任監査役については外部研修会への参加を義務付け、その他、取締役・監査役については自発的な研修参加を推奨しています。

【原則5－1.】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との建設的な対話を行うことが重要であると認識しております。株主との対話(面談)は、IR・広報担当取締役とIR・広報部が対応し、必要に応じて関連部署と連携を図っております。また、株主との建設的な対話を促進するため、経営方針や経営計画等の情報提供に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	2,096,875	7.87
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,156,625	4.34
東京海上日動火災保険株式会社	810,465	3.04
株式会社北洋銀行	717,875	2.69
SIX SIS LTD.	600,000	2.25
ナラサキ産業社員持株会	579,241	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	547,000	2.05
住友大阪セメント株式会社	545,000	2.04
江田 幸雄	540,000	2.02
酒井重工業株式会社	498,750	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

オリソン・カピタル・マネージメント・ソシエダ・アノニマより、平成27年10月30日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されております。平成27年10月24日現在で、提出者が1,565千株の株式数を保有し、保有割合が5.88%である旨の報告を受けております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、札幌 既存市場
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 昌平	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 昌平	○	——	弁護士として企業法務に精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 当社との間で顧問契約を締結している弁護士事務所に所属しておりますが、特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に意見交換会を開催しております。監査役は監査部と連携し内部監査講評に立ち会うほか、監査部から監査実施報告を受け定期的に意見交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 茂夫	公認会計士													
湯尻 淳也	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 茂夫	○	——	公認会計士としての専門的な知識と長年の経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。平成19年3月期から平成21年3月期まで新日本有限責任監査法人の業務執行社員として当社の監査を行っていましたが、平成21年6月に同監査法人を退職しており、当社との間には特別な関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。
湯尻 淳也	○	——	弁護士として企業法務の専門知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。所属する弁護士事務所との間には顧問契約は

なく取引関係もないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役、社外監査役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動部分を含む報酬制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度に取締役を支払った報酬等の総額

取締役 11名 196百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません)

1. 平成26年6月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、定額報酬と業績連動報酬(賞与)を支給しております。定額報酬は役位と職務の内容及び当社の状況を勘案し、相当と思われる額としております。業績連動報酬(賞与)は業績を勘案して支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する部署は総務部であり、取締役会に関する業務、監査業務の事務的な補佐を行っております。常勤監査役は社外監査役と十分に情報交換を行い、監査業務の円滑化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営上の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離して経営の効率化を図るため執行役員制度を採用しております。取締役は会長・社長・副社長以外の役職を設けず、役割により執行役員を兼務し、執行役員は社長・副社長・専務・常務の階層を設けております。経営機能の役割分担と権限の明確化により意思決定が迅速に行われ、業務執行機能の強化につながっております。また、経営の監督機能を高め、コーポレートガバナンスを一層強化するため、独立役員である社外取締役1名を選任しております。当社は監査役制度を採用しており、独

立役員である社外監査役2名は高い専門的知識と経験から監査を行い、経営の透明性と健全性に尽力しております。

イ. 取締役会

取締役会は、月1回定例開催しており、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては臨時も含め14回開催しております。当事業年度末の取締役は11名でありましたが、当事業年度の定時株主総会において取締役は9名（うち社外取締役1名）となっております。

ロ. 経営会議

経営会議は、業務執行の透明性を高め、意思決定を迅速に行うため、役付執行役員を中心に構成しており、当事業年度においては49回開催しております。専門的、多面的な見地から検討し、活発な審議をしており、常勤監査役も出席して会議運営の適正化に努めております。

ハ. 監査役会

監査役会は、常勤監査役2名及び社外監査役2名で構成しており、当事業年度においては14回開催しております。各監査役は、監査の方針に従い情報収集に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等の職務執行の状況を監査しております。社外監査役の鈴木茂夫氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役の湯尻淳也氏は弁護士であり企業法務の専門知識を有しております。

二. 内部統制システムの整備状況

コンプライアンスをはじめとするCSRを推進するため、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、災害対策委員会などの各種委員会を設置しており、代表取締役が委員長となるCSR委員会が統括しております。各部署の内部管理責任者を通して報告されたコンプライアンスをはじめとするあらゆるリスク情報は、毎月定期的に開催されるリスク管理委員会において審議し、問題点の把握と対策に努めております。法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として弁護士と連携した内部通報制度を構築しており、通報を受けた場合の調査及び報告体制も整備しております。

子会社においても各部署の内部管理責任者から、コンプライアンスをはじめとするあらゆるリスク情報が報告され、問題点の把握と対策に努めており、その結果は親会社である当社に報告される体制となっております。コンプライアンス及びリスク管理等に関して当社及び子会社の委員会が連携し、当社グループの内部統制強化を図っております。子会社における内部通報制度は、独自の内部通報体制のほか、弁護士及び当社への通報体制も構築しております。

また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制規程」及び内部統制を整備・運用・評価するための実施要領に基づき、適正かつ有効な内部統制システムを構築しております。

ホ. リスク管理体制の整備状況

リスク管理については、リスクの発生防止と緊急事態発生時の対応のため、リスク管理規程に基づき体制整備を行っております。各部署所管業務に付随するリスク管理は、それぞれの担当部署が規程及びマニュアルに従って行い、営業部門においては営業企画部が統括し、会社全体のリスク管理は経営企画部が行います。リスク要因となるあらゆる情報は各部署の内部管理責任者から統括部署を通じてCSR室に集まり、担当取締役に報告する体制を構築しており、緊急時には緊急事態対策本部が設置される体制となっております。

ヘ. 内部監査

監査部2名が内部監査規程に基づき、当社及びグループ各社の監査を公正・客観的な立場から行っております。監査の方針や方法等について監査役と意見交換し、年間計画に基づき、業務監査及び会計監査を行い、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

ト. 監査役監査

監査役は、当社及びグループ各社における監査部による監査結果の講評会に立ち会い、監査状況の報告を受け意見交換しております。重要会議へ出席するとともに定期的に代表取締役と会合をもち業務執行状況の把握に努めております。各種委員会へも出席し内部統制システムの運用状況を確認しております。また、会計監査人と定期的に意見交換し監査の実効性を高めております。

チ. 会計監査の状況

新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、会計監査人は年間会計監査計画に基づいて、会社法および金融商品取引法に基づく監査を行っております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士は2名で、補助者の構成は公認会計士6名、その他13名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性、効率性を高めるため執行役員制度を採用し、経営の透明性を向上させ監督機能を高めるため独立役員である社外取締役を選任しております。監査役会は社外監査役2名が独立役員であり経営の健全性を確保しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、株主総会招集通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内全店所でISO14001を取得しております。CSR室を事務局とするCSR委員会が統括してCSR活動を推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ナラサキ産業グループ企業倫理行動基準に基づき公正な企業活動を展開し、コンプライアンスを徹底するための規程類の整備や体制を構築する。

社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席することにより、業務執行の決定における客観性の確保及び妥当性の向上を図っております。

各部署の内部管理責任者を通して報告されたコンプライアンスをはじめとするあらゆるリスク情報は、毎月定期的に開催されるリスク管理委員会において審議し問題の把握と対策に努めております。委員会が審議された内容は代表取締役を委員長とするCSR委員会に報告され、法令及び定款の遵守状況を把握する体制を構築しております。企業倫理行動基準及び企業倫理事例集を使用して、内部管理責任者研修及び各階層別研修において教育を実施し、法令及び定款の遵守を徹底しております。法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、弁護士と連携した内部通報制度を構築しており、通報を受けた場合の調査及び報告体制も整備しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報及び文書の取扱は、当社社内規程及び取扱要領等に従い、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとなっております。総務部担当取締役が管理責任者となり、文書等保存状況を定期的に検証し、必要に応じて各規程等を見直しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの発生防止と緊急事態発生時の対応のため、リスク管理規程に基づき体制整備を行っております。

各部署所管業務に付随するリスク管理は、それぞれの担当部署が規程及びマニュアルに従って行い、営業部門においては営業企画部が統括し、会社全体のリスク管理は経営企画部が行います。リスク要因となるあらゆる情報は各部署の内部管理責任者から統括部署を通じてCSR室に集まり、担当取締役へ報告する体制を構築しており、緊急時には緊急事態対策本部が設置され適時適切な対応ができる体制となっております。代表取締役を委員長とするCSR委員会が「リスク管理委員会」「情報セキュリティ委員会」「災害対策委員会」等の各種委員会を統括し、マニュアル等の整備や教育の実施により、企業倫理、法令遵守、情報管理、災害対策体制等の徹底を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度事業計画は、中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて定めた目標をもとに作成し、目標達成の進捗状況は経営会議において定期的に報告しております。職務の執行については、取締役会規程及び職務権限規程に基づく意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の会議を開催し、経営方針、年度計画、目標数値の進捗状況等の審議並びに報告を通して情報の共有化を図っております。関係会社権限規程に基づき、子会社の業務が適正かつ効率的に行われ、子会社を担当する当社取締役は業績目標達成状況の把握とともに、リスク管理状況を把握して経営会議に報告しております。

子会社においても各部署の内部管理責任者から、コンプライアンスをはじめとするあらゆるリスク情報が報告され問題点の把握と対策に努めており、その結果は親会社である当社に報告される体制となっております。コンプライアンス及びリスク管理等に関して、当社及び子会社の委員会が連携し、当社グループの内部統制強化を図っております。

子会社における内部通報制度は、独自の内部通報体制のほか、弁護士及び当社への通報体制も構築しております。

当社及び子会社において親会社内部監査部門の定期的監査を行い、その結果を取締役会に報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する部署は監査部及び総務部としております。

(7) 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員の人事異動については監査役会の同意を必要とします。

(8) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会及び経営会議において、取締役会付議案件に関連する事項及び経営会議付議案件に関連する事項について報告しております。当社並びに子会社の取締役及び従業員は、次のとおり報告及び情報提供を行います。イ、経営状況として重要な事項 ロ、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 ハ、内部統制システムに関わる部署及び委員会の活動状況 ニ、内部監査の活動状況 ホ、重要な会計基準の変更 ヘ、内部通報制度による通報状況及び内容

監査役は、グループ監査役会を開催し子会社監査役と連携することにより情報の把握に努め、監査に実効性を高めております。

監査役が当社並びに子会社の取締役及び従業員に報告を求めた場合は、速やかに報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取扱いをしないものとします。

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務を適切に処理します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高めるため、監査役会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制規程」及び内部統制を整備・運用・評価するための実施要領に基づき、適正かつ有効な内部統制システムを構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に関しては、企業倫理行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」と明記しており、企業倫理行動基準解説書及び企業倫理事例集を整備して教育を行っております。反社会的勢力の不当要求に対しては、総

務部が統括部署として外部専門機関と連携して対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項